

福岡県気候変動適応センターの設置について

1 趣旨

気候変動適応法（平成30年12月1日施行）に基づき、気候変動影響や適応策に関する情報の収集・発信拠点となる「福岡県気候変動適応センター」を設置し、本県における気候変動の影響による被害の防止・軽減策（適応策）を推進する。

2 設置日

令和元年8月7日

3 設置場所

福岡県保健環境研究所（福岡県太宰府市向佐野39）

4 体制



5 主な業務内容

(1) 気候変動情報の収集・分析・提供

国の気候変動適応センター（国立環境研究所）や福岡管区气象台と連携して、県内の地域特性に応じた気候変動の予測や影響（自然災害、健康、農林水産業等）、適応策に関する情報を収集・整理・分析し、市町村・事業者・県民に提供する。

(2) 気候変動適応推進協議会の開催

気候変動の影響や適応策について情報を共有するとともに、气象台や専門家の助言・提言により、効果的な適応策の推進に資する。

<メンバー> 専門家（環境政策、災害対策、健康、自然生態系、国立環境研究所）
関係機関（環境省九州地方環境事務所、福岡管区气象台）
県試験研究機関（農林業総合試験場、水産海洋技術センター）
県関係部局（環境部、農林水産部、県土整備部、保健医療介護部）
政令指定都市、中核市 等

6 適応センター設置による効果

- ・本県の地域特性（気候・地形、主要農林水産物、人口分布等）に応じた気候変動やその影響に関する情報（現状・予測）を、県及び関係機関が情報共有することにより、効率的・効果的な適応策の検討・推進が可能となる。
- ・気象台との連携、専門家からの助言により、適応策の検証と施策への反映が期待できる。
- ・気候変動及び適応に関する情報を、市町村、事業者、県民に提供することにより、これら各主体による適応策の推進が期待できる。

【福岡県気候変動適応センターの役割と機能のイメージ】

